

介護休業手当金の支給期間が改正されました。

介護休業手当金の支給期間が改正されました。

改正前	改正後
介護休業開始の日から3月を超えない期間のうち、介護休業を取得した期間	介護休業の日数を通算して66日を超えない期間

※2017年1月1日において当該介護休業開始の日から起算して3月を超えていない場合は、2017年1月1日前の介護休業の日を含んで通算し66日を超えないものについて介護休業手当金を支給します。